

平成24年版成果レポート(案)

環境生活部関係抜粋分

平成24年6月

環境生活部

目 次

	頁
施策（環境生活部主担当分）	
1 3 2 交通安全のまちづくり	1 (92)
1 3 3 消費生活の安全の確保	5 (96)
1 5 1 地球温暖化対策の推進	9 (120)
1 5 2 廃棄物総合対策の推進	13 (124)
1 5 4 大気・水環境の保全	17 (132)
2 1 1 人権が尊重される社会づくり	23 (138)
2 1 2 男女共同参画の社会づくり	27 (142)
2 1 3 多文化共生社会づくり	31 (146)
2 1 4 NPOの参画による「協創」の社会づくり	35 (150)
2 6 1 文化の振興	39 (212)
2 6 2 生涯学習の振興	43 (216)

※（ ）内は6月1日の全員協議会で配付された冊子の頁数

【主担当部局：環境生活部】

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施（四季の交通安全運動への参加者数：125,520 人）
- ・ 三重県交通安全研修センターを活用した、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成（558 人）
- ・ 「交通安全アドバイザー」による子どもを中心とした交通安全教育・啓発活動の実施（交通安全教室開催回数：522 回、交通安全教室への参加者数：34,781 人）
- ・ 交通安全講習の受講の機会が少ない運転免許を持たない高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施（各地区の指定自動車教習所、三重県交通安全研修センター）（実施回数：17 回、受講者数：179 人）
- ・ 老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全活動指導員〔シルバーリーダー〕）の育成（ヒヤリ地図作成等の講習会）（受講者数：251 人）
- ・ 交通安全講習会、通学路における交通安全指導、街頭啓発活動の実施など、シルバーリーダーによる交通安全活動実施回数（実施回数：723 回）
- ・ 信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備
- ・ 飲酒運転や速度違反などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動の実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 平成 23 年の交通事故死者数については、統計が残る昭和 29 年以降、最少の 95 人（対前年比 40 人の減）となりました。また、交通事故死傷者数も平成 17 年から 6 年連続して減少させることができ、取組の効果があらわれています。
- ・ このように、死者数、死傷者数とも減少を続けていますが、反面、1 日当たり約 38 人もの県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けていただくため、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ・ また、高齢社会の進展に伴い、平成 20 年以降、交通事故死者数の半数以上を 65 歳以上の高齢者が占める状況が続いています（平成 23 年：55.8%）。さらに、平成 23 年の死者数は、前年と比較して、全体で 29.6% 減少させることができましたが、高齢者については 25.4% に止ったことから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ・ 特に、高齢者の交通事故を防止するためには、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県内における主体的な交通安全活動の輪を広げるため、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者の育成に努めます。
- ・交通安全に関する知識を普及し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践の習慣化を促進するため、三重県交通安全研修センターにおける交通安全教育を進めます。
- ・また、三重県交通安全研修センターの運営については、公開事業仕分けでの意見を踏まえ、アンケート調査の実施、PR方法の工夫など、より一層周知を図り、有効に活用されるよう業務の改善を行っていきます。
- ・高齢者の交通事故を抑止するため、老人クラブで交通安全活動を行うシルバーリーダーに対して、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施して新たな人材の育成を図るとともに、資質向上（フォローアップ）にも取り組みます。
- ・県民一人ひとりの交通安全意識を向上させるため、変化する交通情勢に的確に対応した、「交通安全アドバイザー」による交通安全教育および広報啓発活動を推進し、交通事故抑止の原動力となる、交通安全に対する県民力を一層高めます。
- ・通学路等の生活道路や新設道路については、信号機の新設・改良、交差点改良等を計画的に推進します。また、幹線道路等においては、光ビーコン等の交通管制機器の整備を推進するとともに、交通事故多発箇所における事故原因を踏まえた重点的な事故抑止対策を推進します。
- ・通学路等の安全を確保し、かつ運転者が快適に通行できる交通環境を実現するため、歩道の整備、交差点改良等を計画的に推進します。
- ・交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底に重点を置いた取締りや啓発を推進します。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
交通事故死者数	—	90 人 以下	75 人 以下	交通事故発生から 24 時間以内の死者数
	95 人	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国及び県の交通安全計画の目標にもなっていることから選定しました。				「交通事故死者数を平成 27 年までに 3,000 人以下とする(平成 22 年:4,863 人)」という国の「第 9 次交通安全基本計画」の目標値をふまえ、「第 9 次三重県交通安全計画」における目標値を「平成 27 年までに 75 人以下とする(平成 22 年:135 人)」としたこと、及び平成 23 年度の現状値をふまえ、平成 24 年は 5 名の減少をめざします。

- ・ 県内の交通安全教育の裾野を広げ、その水準を引き上げるためには、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に育成し、交通安全教育を地域等に根付かせることが必要となります。このため、三重県交通安全研修センターを活用して、交通安全教育指導者の育成に力を注いでいきます。
- ・ 特に、三重県交通安全研修センターの運営については、事業仕分けの結果を受けて設置された「交通安全教育のあり方検討懇話会」からいただいた意見を今年度から可能な範囲で事業に反映します。また、平成 25 年度からの 3 年間の次期指定管理者の選定にあたっては、その業務内容がレベルアップし、より有効活用されるよう工夫します。
- ・ また、高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者の方に「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全を推進していただけるよう、シルバーリーダーの育成に力点を置いて取り組んでいく必要があると考えています。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,512	4,854			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
交通事故死傷者数	13,908 人	13,300 人以下	11,800 人以下	交通事故による死者数と負傷者数の合計
対応する基本事業	13201		交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方			
交通安全対策における最大の課題は交通事故死者数の減少ですが、負傷者数の減少にも一層積極的に取り組む必要があることから選定しました。	「交通事故死傷者数を平成 27 年までに 70 万人以下とする(平成 22 年:約 90 万人)」という国の「第 9 次交通安全基本計画」の目標値をふまえ、「第 9 次三重県交通安全計画」における目標値を「平成 27 年までに 11,800 人以下とする(平成 22 年:15,013 人)」としたこと、及び平成 23 年度の現状値をふまえ、平成 24 年は概ね 600 名の減少をめざします。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
信号機の整備箇所数(累計)	3,133 か所	3,160 か所	3,250 か所	新設道路の交差点、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者の利用が多い道路および交通事故多発箇所等、緊急性・必要性の高い交差点等における信号機の整備箇所数

対応する基本事業

13202

安全で快適な交通環境の整備

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>少子高齢社会が進展する中、子どもや高齢者等の歩行者が安全・安心に通行でき、かつ運転者が円滑に通行できる交通環境を実現するためには、信号機の整備が必要であることから選定しました。</p>	<p>道路整備計画の状況、交通事故発生状況等地域の交通環境の変化に的確に対応するため、平成27年までに、緊急性、必要性の高い交差点等120か所について計画的に整備を推進することとしており、毎年概ね30か所の整備をめざします。</p>

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
シートベルトの着用率	95.9%	96.5%	98.0%	一般道路における運転者のシートベルト着用率

対応する基本事業

13203

交通秩序の維持

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>シートベルトの着用は運転開始時に守らなければならない基本的なルールであり、シートベルトの着用率が交通ルールの遵守と交通マナー向上のバロメーターの一つであることから選定しました。</p>	<p>平成23年の調査における三重県のシートベルト着用率(95.9%)が全国平均(97.5%)と比較して低いことから、平成27年にこの全国平均(97.5%)を上回るべく、平成27年の目標値を設定しました。このため、毎年、概ね0.5ポイントずつの向上をめざします。</p>

【主担当部局：環境生活部】

平成27年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

平成23年度取組概要

- ・「みえ・くらしのネットワーク」会員との連携による消費者月間記念講演会や出前講座、通信講座等啓発事業の実施、ホームページ等さまざまな広報媒体による情報の提供
- ・消費生活相談員（啓発担当）の2名増員、不当商取引指導専門員の1名増員、専門家活用等による県消費生活センターの機能強化
- ・実務能力向上研修や通信講座等の開催、研修への派遣による消費生活相談員の資質向上
- ・市町相談窓口の巡回相談指導、市町ホットラインによる助言、相談マニュアル作成等による市町相談窓口の支援
- ・事業者に対して、「特定商取引法」に基づく行政処分や指導、「景品表示法」に基づく調査・指導の実施、近隣県や関係機関との連携強化による情報共有と合同指導の実施

平成23年度取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・消費生活講座等の開催やさまざまな広報媒体による情報提供・啓発活動、相談における自主的解決に向けた助言、事業者指導等を行った結果、県民の皆さんの消費者被害の未然防止に関する意識が醸成されるとともに、相談を受けた消費者トラブルを解決につなげることができました。また、市町への支援を行った結果、消費生活相談員が配置された市町は、平成23年度には3市3町（伊賀市、名張市、松阪市、東員町、大紀町、玉城町）増え、県全体で12市5町となり、相談窓口が充実しました。
- ・相談件数は減少傾向にありますが、商取引の複雑化、多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生するとともに、高齢者が被害に遭う割合が増加しています。
- ・県民の皆さんに一番身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制充実のための働きかけや支援を引き続き行う必要があります。
- ・悪質な被害事例が依然として発生していることから、消費者被害の発生・拡大防止をはかるため、関係機関等との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」の拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。
特に、高齢者の被害を防止するため、啓発教材（DVD）の配布などにより、市町や消費者団体等による地域における自主的な啓発活動を促進し、地域で支え合う意識を醸成します。
一方、放射性物質と食の安全性といった、消費者のニーズに対応した情報提供や啓発活動を関係部局・機関と連携して進めます。
- ・消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談員の人材育成や専門家活用等を行うことで、県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして専門的な相談対応を行うとともに、市町相談窓口の機能強化を支援します。また、県相談員による市町相談窓口への日常的助言のほか、単独での相談員配置が難しい市町に対して、広域的連携による相談体制について助言や調整等支援を行い、県内の相談体制の充実を図ります。
- ・悪質な商取引について、市町や警察、近隣県、関係団体等との連携を強化し事業者指導を行うとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主行動基準策定への働きかけを行うなど、取引の適正化を図ります。

県民指標				
目標項目	23 年度	24 年度	27 年度	目標項目の説明
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	
消費生活情報を県民が利用している件数	—	54,500 件	56,000 件	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数
	53,322 件	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
消費生活に関する講座等から得られる情報の利用は、消費者が自ら考え行動し、安全、安心な消費活動に取り組んでいる状況をあらわすと考えられることから選定しました。				地域における啓発活動の促進等により、平成 22 年度実績 (53,833 件) を基点として毎年 500 件程度増加させていくことをめざし、平成 24 年度の目標値を 54,500 件と設定しました。

施策責任者からのコメント

環境生活部 次長 百金谷 豊 電話：059-224-2468

- ・消費者庁の設置、消費者安全法の施行により、国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組んでいくため、市町の消費生活相談窓口を充実することが必要です。相談員等の研修や市町ホットラインによる県相談員の助言等日常的な支援を行いつつ、広域的連携による相談体制充実への助言、働きかけを行っていきます。
- ・高齢者の相談割合が増加し被害金額も大きいことから、特に高齢者の被害防止に取り組みます。地域における啓発の中心的人材を育成するとともに、教材を開発し身近な所で利用できるような提供することで、市町の消費者啓発の活性化を図るとともに、住民の自主的な啓発活動を促進し、地域で支え合う意識を醸成します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	135	124			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明	
消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	96.8%	97.6%	100%	県が実施する「出前講座」等が「役に立つ」と回答した受講者の割合	
対応する基本事業		13301	消費者の自立のための支援		
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
消費者にとって有益な消費生活講座を提供することは、消費者の自主的かつ合理的な消費活動につながる重要な指標であることから選定しました。		消費生活講座が受講者にとってより理解しやすく、役立つ内容となるよう工夫することにより、毎年0.8%増をめざし、平成24年度は97.6%を目標として設定しました。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明	
消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	96.8%	97.3%	100%	消費生活相談のうち、消費者トラブルの解決につながる助言や、仲介による解決を行った割合	
対応する基本事業		13302	消費者被害の防止・救済		
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
消費者トラブルの解決方法の助言等を行うことで、自主的解決を支援し被害を救済することから、事業の成果を表すと考えられることから選定しました。		消費生活相談員の資質を向上し、効果的な助言や仲介等に努めることで、徐々に成果があらわれると考え、前年度比0.5%増をめざし、平成24年度は97.3%を目標として設定しました。			

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

平成 23 年度の取組概要

- ・「三重県地球温暖化対策実行計画(平成 24 年度～平成 32 年度)」の策定
- ・大規模事業所における温室効果ガス削減の取組促進(地球温暖化対策計画書(平成 23 年度～平成 25 年度)の作成：298 事業所)
- ・三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム*(M-EMS)の普及啓発の実施(新規認証取得：29 社)
- ・地球温暖化防止活動推進員等による出前講座やイベント等における地球温暖化防止に係る啓発活動の実施(啓発者数：27,342 人)
- ・小学生を対象とした地球温暖化対策に係る教材(DVD)の制作及び、企業、小学校、行政等が連携して環境教育を進める「キッズ ISO14000 プログラム*」の取組を県内 20 の小学校において実施
- ・企業の担当者を対象としたエコドライブの指導者養成講習会等の実施
- ・環境学習情報センターにおける講座、イベント等による環境教育、啓発活動の実施(環境教育参加者数：29,454 人)
- ・グリーンニューディール基金を活用した市町、県の公共施設の省エネ対策等の実施

平成 23 年度の取組の検証(得られた成果、残された課題)

- ・平成 32(2020)年度における温室効果ガスの排出量を平成 2(1990)年度比で 10%削減するとした三重県地球温暖化対策実行計画の目標を達成するため、「産業部門」をはじめオフィス・店舗等の「民生業務部門」、「家庭部門」、「運輸部門」の各部門において取組を進めていく必要があります。
- ・県内の温室効果ガス排出量に占める割合が約 6 割と高い産業部門については、引き続き、取組を促進し、着実に削減していく必要があります。
- ・県民の省エネ・節電に対する意識は高まりましたが、意識の高まりが必ずしも取組につながっていないところがあります。
- ・温室効果ガス削減の取組は、各主体において行われていますが、それぞれが個々の取組に止まっており、さまざまな主体が連携して進めていく必要があります。
- ・環境学習の拠点である環境学習情報センターが行う講座やイベント等への参加者数は前年度に比べ 3%増加していますが、小中学校の社会見学が昨年度に比べ 15%減少しています。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・地球温暖化対策を進めていくにあたって、三重県特有の課題を解決するための地球温暖化対策の推進に係る条例の制定に向けた検討を進めます。
 - ・大規模事業所における取組を促進するため、地球温暖化対策計画書制度の見直しの検討を行うとともに、中小事業所に対しては、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-E MS)の普及拡大を図ります。
 - ・家庭からの排出量を削減するため、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動等を通じて、省エネ等の具体的な手法やその効果がわかるような数値を示すこと(見える化)により、県民一人ひとりのさらなる取組につなげていきます。
 - ・個々の主体による温室効果ガス削減の取組に加え、さまざまな主体が地域で連携した取組を進めるため、観光地において、電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業を選択・集中プログラムの中に位置づけ、スマートライフ推進協創プロジェクトとして実施するなど、まちづくりの観点からも削減の取組を進めていきます。
 - ・現実に進行しつつある地球温暖化(気候変動)に適應していくため、本県の地形や気候等の特性を踏まえ、県域における将来の気候を予測し、その影響について調査を行います。
 - ・環境学習情報センターが行う講座やイベント等の充実に、引き続き努めるとともに、減少傾向にある社会見学については、小中学校や関係機関への広報活動を強化し、より多くの子どもたちに環境学習の機会を提供していきます。
- なお、数値目標の「環境教育参加者数」については、指定管理者制度の導入により、この3年間で1.4倍と大幅に増えており、平成22年度の水準(28,557人)を維持することを目標に29,000人としましたが、平成23年度の実績が29,454人と目標を超えたことから再設定し、30,000人をめざすこととしました。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
温室効果ガス 排出量の基準 年度比(森林 吸収量を含む)	—	+6.3% 以下(22 年度)	+1.5% 以下(25 年度)	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度(平成2(1990)年度)比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。
	+3.6% (21年 度)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
国や他の自治体等が、温室効果ガス排出量の削減率を示す際に用いる一般的な指標であり、取組成果としてわかりやすいことから選定しました。				平成20年秋のリーマンショックによる影響が大きかった平成21年度の値ではなく、その前年の平成20年度の値(+9.7%)に基づき設定しました。

施策責任者からのコメント

環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話：059-224-2305

地球温暖化は、人類や生態系に深刻な危機をもたらす環境問題のなかでも特に重要な問題であり、これまでの環境負荷低減の枠組みの中での取組に止まらず、エネルギー問題等も含めた総合的な枠組みの中で、取組を進めていく必要があります。そのため、今年度は、こうした視点に立って、地球温暖化対策の推進に係る条例の制定に向けた検討を進めるとともに、昨年度策定した地球温暖化対策実行計画を着実に進めていくことで温室効果ガスの削減をめざします。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	605	422			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	0% (22 年度)	+0.6% 以下 (23 年度)	+2.4% 以下 (26 年度)	「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書の対象事業者の温室効果ガス排出量の平成 22(2010)年度に対する増減比率

対応する基本事業

15101

温室効果ガス排出削減の取組推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
温室効果ガス排出量の約6割が産業部門から排出されており、その8割以上を大規模事業所が占めていることから選定しました。	大規模事業所について、県が提出を求めている地球温暖化対策計画書の取組をもとに目標値を設定しました。

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数(累計)	246 件	290 件	420 件	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)認証事業所数

対応する基本事業

15102

環境経営の促進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
温室効果ガス削減には、環境経営の取組が重要であり、その普及状況を示す指標であることから選定しました。	平成 27 年度の目標値(420 件)の達成に向けて必要とされる新規認証件数の年平均を目標値として設定しました。

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
環境活動参加者数	4,957人	5,300人	6,000人	環境行動を促進するために地球温暖化防止活動推進センターが地球温暖化防止活動推進員等により、実施する講座等への参加者数
対応する基本事業		15103	環境行動の促進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
県民の皆さんの自発的な温室効果ガスの削減取組を進めるには、意識面、行動面における啓発活動が重要であり、その浸透を示す指標として選定しました。		平成27年度の目標(6,000人)の達成に向けて、必要な増加分の年平均を目標値として設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
環境教育参加者数	29,454人	30,000人	33,000 (29,000) 人	環境教育を推進するために環境学習情報センターが行う講座やイベント等の環境教育に参加した人数
対応する基本事業		15104	環境教育の推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
環境学習情報センターは、環境保全に係る講座やイベント等を実施している環境教育の拠点であり、その参加者数は、環境教育の状況を示す指標であることから選定しました。		当初、22年度の現状(28,557人)を維持することを目標として、27年度目標を29,000人としていましたが、23年度に既にこの数値を達成したことから、今後は、環境教育講座等に重点を置いた取組を進めるとともに、イベント内容のさらなる創意工夫を行うこと等により、24年度から毎年度、概ね1,000人ずつ増加させることを新たな目標とし、24年度目標値については30,000人と設定しました。		

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

平成 27 年度未での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

平成 23 年度の取組概要

- ・子どもを対象とした啓発資材作成等の普及活動実施や、市町へのごみ処理に係る技術的支援を行うなど、ごみゼロ社会実現プラン*の取組を推進
- ・紀伊半島大水害で発生した災害廃棄物について、県内団体との災害応援協定に基づき処理を支援。東日本大震災のがれきの広域処理について、市長会や町村会との合意に向けて調整
- ・多量排出事業者等に産業廃棄物処理計画の策定指導等を行うなど、排出事業者責任の徹底や減量化等 3 R に向けた取組を進めるとともに、三重県リサイクル製品利用推進条例を的確に運用
- ・(財)三重県環境保全事業団の新産業廃棄物最終処分場についての支援及び溶融処理事業の課題について運営協議会で協議
- ・産業廃棄物の不適正処理事案等については迅速な対応を行い、早期発見・早期是正し、又は未然防止するとともに、文書による法令遵守の徹底を図り、悪質事業者に対しては、改善命令、措置命令や告発を行うなど、厳正に対処
- ・不適正処理事案等の県民からの通報等には速やかに現場に赴き、的確に対応。地域の団体や民間事業者等、さまざまな主体と連携した、不適正処理事案等の早期発見、早期是正
- ・生活環境保全上の支障等が生じている産業廃棄物の不適正処理事案の是正を進めるとともに、継続的なモニタリングが必要な事案について、周辺環境の安全性を確認
- ・廃棄物の資源化等を促進し、排出量を削減するための調査研究の実施

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・一般廃棄物の 3 R の推進により、最終処分量（平成 22 年度 55 千 t →平成 23 年度（速報値）52 千 t）は減少しましたが、1 人 1 日当たりのごみの排出量（平成 22 年度 966g /人・日→平成 23 年度（速報値）994g /人・日）は紀伊半島大水害の影響により増加しました。今後は、一層削減していくため、関係主体と連携し、重量ベースで約 3 割を占める生ごみの資源化等の 3 R 推進や県民の皆さんへの普及啓発が必要です。
- ・紀伊半島大水害の災害廃棄物について関係機関等の支援を得て処理が進められました。また、東日本大震災のがれきの広域処理について、市町との連携に向けた協議を進めました。今後、がれきの広域処理に関する取組を行うとともに、東南海地震等における災害廃棄物処理の初期対応に備えるため、東日本大震災を例にした課題整理が必要です。
- ・産業廃棄物の 3 R の推進により産業廃棄物の最終処分量（平成 22 年度 305 千 t →平成 23 年度（速報値）291 千 t）は減少しましたが、一層の削減や適正処理を進めていくため、多量排出事業者等において処理計画に基づく取組を行うとともに、電子マニフェスト*の普及促進、優良な産廃処理業者の育成活用などの処理責任を徹底する取組を行っていく必要があります。
- ・産業廃棄物の再生利用率（平成 22 年度 36.9% →平成 23 年度（速報値）37.5%）は増加し、新たに 18 製品をリサイクル認定製品として認定（全認定製品数 90）しましたが、再生利用率の向上

に向け、有効な再生資源であるバイオマス系産業廃棄物の3Rをさらに進める必要があります。

- ・災害廃棄物の受け入れ機能も有する事業団の新しい産業廃棄物最終処分場について、引き続き支援を行い、整備を進める必要があります。
 - ・県民、事業者等からの不法投棄に関する通報、苦情及び情報提供に対しては、その受理後、速やかに現場に赴き、事情の聴取等を行って適切な対応を図ったことで、その全てについて早期対応が終了し、是正途上にある事案も僅かとなっています。
 - ・新規の不法投棄件数は8件であり、平成22年度の18件に対して大きく減少し、8件中5件が撤去済、2件が撤去中となっています。
 - ・生活環境保全上の支障等が生じている産業廃棄物の不適正処理事案について、四日市市大矢知・平津事案で平成23年11月に具体的な対策工法に係る実施協定書を地元自治会長と知事との間で締結するなど、不適正処理の是正に向けた取組を進めました。
- これまで、平成24年度までの時限立法である産廃特措法の延長を国へ要望してきたところであり、法律の延長をふまえて、本格的な支障除去対策に着手していく必要があります。

平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・「もったいない」という環境意識の普及啓発や、食品残さを循環利用するための制度の構築、生ごみ減量化に取り組む市町への技術的支援を行います。また、RDF*焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保し、一般廃棄物の適正処理がなされるよう努めます。
- ・東日本大震災のがれきの広域処理について、安全性確保のためにガイドラインを策定し、対応可能な市町からマッチング調整を行うなど、早期の受入処理に向けて、市町と一体となった取組を進めていきます。また、災害時における廃棄物の処理を円滑に進めるため、大規模災害に備えた調査、検討を進めます。
- ・産業廃棄物については、事業者による適正管理計画策定などの自主的な取組を促進するとともに、バイオマス系産業廃棄物等を対象にしてリサイクル、エネルギー利用に関する調査・検討を行います。
- ・産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、多量排出事業者を中心として電子マニフェストの普及や優良処理認定業者の育成・活用を図るとともに、高濃度PCB廃棄物の適正処理を促進します。
- ・環境修復が必要な4つの不適正処理事案について、計画的かつ迅速に事業を進めて県民の安全・安心を確保するとともに、監視体制の充実や、民間パトロールの活用等、多様な主体との連携により、不適正処理の未然防止や早期発見に取り組めます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	—	352 千トン 以下 (23年度)	306 千トン 以下 (26年度)	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量
	360 千トン (22年度)	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
<p>廃棄物の発生抑制や再生利用等の取組を進めることによって、廃棄物の最終的な処理プロセスとなる埋立処分量の低減につながることから、その成果が反映される最終処分量を目標項目として選定しました。</p>			<p>一般廃棄物の最終処分量は過去の推移と今後の廃棄物処理施設の整備状況をふまえて将来推計し、目標値を設定しました。 一方、産業廃棄物の最終処分量は、平成22年度の現状値をもとに、廃棄物処理計画で設定した目標値の考え方をふまえ、目標値を設定しました。</p>	

施策責任者からのコメント 環境生活部 次長 渡辺 将隆 電話：059-224-2375

- ・廃棄物の3Rや適正処理を一層進めるため、県民への普及啓発、市町の取組への技術的支援や排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、バイオマス系廃棄物の循環利用を促進するなどの取組を進めます。
- ・東日本大震災のがれきの広域処理について、早期の受入処理に向けて、市町と一体となった取組を進めていくとともに、大規模災害時における廃棄物の処理を円滑に進めるための調査、検討を進めます。
- ・不法投棄等不適正処理の未然防止や早期発見に引き続き徹底して取り組むとともに、産業廃棄物の不適正処理事案への対応等については選択・集中プログラムの緊急課題解決プロジェクトに位置づけ、生活環境保全上の支障の除去等必要な措置を講じ、県民の安全・安心の確保に努めます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	907	1,495			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	966 g/人・日 (22年度)	951 g/人・日 (23年度)	913 g/人・日 以下 (26年度)	一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値
対応する基本事業		15201		ごみゼロ社会づくりの推進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>県民、NPO、事業者の皆さん、行政などのさまざまな主体による一般廃棄物の発生抑制に向けた努力の成果としてわかりやすく、かつ、従来から調査しているため数値の継続性があり、国の取組指標の一つでもあることから目標項目として選定しました。</p>		<p>廃棄物処理計画における目標値をふまえ、平成22年度の現状値に基づき将来予測をし直し、さらにこれまで実施してきた家庭系ごみの有料化等のモデル事業の成果の普及を見込み目標値を設定しました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
産業廃棄物の再生利用率	36.9% (22年度)	39.2% (23年度)	42.2% (26年度)	産業廃棄物の排出量に対する再生利用量(排出事業者および処理業者で再生利用された量)の割合
対応する基本事業		15202		産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>産業廃棄物の再生利用の状況をあらわす指標として、再生利用量と比較し経済情勢の変化に伴う影響が少ない再生利用率を目標項目として選定しました。</p>		<p>平成22年度の現状値を基に、廃棄物処理計画における目標値と整合するよう、平成24年度の目標値を設定しました。</p>		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
産業廃棄物の不法投棄総量	462トン (22年度)	440トン 以下	370トン 以下	新たに発見された産業廃棄物の不法投棄の総量
対応する基本事業		15203		不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>廃棄物の不法投棄は、早期発見し対応することにより、規模の拡大を防ぐことができることから、早期発見・早期是正の効果を図る目標項目として選定しました。</p>		<p>平成22年度の現状値を基に、廃棄物処理計画における目標値と整合をとりつつ、4年間で20%の削減をめざすこととして、目標値を設定しました。</p>		

【主担当部局：環境生活部】

平成 27 年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準*が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

平成 23 年度の取組概要

- ・ 29 測定局で二酸化窒素、光化学オキシダント等を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果をホームページに掲載
- ・ 工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数 53、その他の立入工場・事業場数 793）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物*及びダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認
- ・ NO_x・PM法*対策地域において、平成 32 年度を目標年度とする NO_x・PM総量削減計画の策定に向け、関係者による協議会を 4 回開催し、窒素酸化物等の削減目標量や計画目標達成のための方途等について審議
- ・ 光化学スモッグ予報*を 3 日、延べ 5 地域に発令し、光化学スモッグ*による被害を未然に防止
なお、光化学スモッグによる被害報告はなし
- ・ 47 河川 62 水域、4 海域 8 水域における BOD*、COD*等の水質測定並びに地下水 30 地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ・ 工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数 246、その他の工場・事業場数 455）し、基準を超過した工場・事業場に対して改善を指導
- ・ 総量削減計画（第 7 次）及び総量規制基準を策定し、今後の伊勢湾への汚濁負荷を一層削減
- ・ 海岸漂着物に関する実態調査を実施したほか、関係者による地域協議会、地域ワークショップを開催し、海岸漂着物処理推進法に基づく「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定
- ・ 海岸漂着物の清掃活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施。また、海岸漂着物の体験型イベント、名古屋市内でのシンポジウムを開催
- ・ 生活排水処理アクションプログラムは平成 22 年度が中間年度であることから、社会情勢や経済情勢の変化を踏まえ見直しを行うとともに、市町及び関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めたところ、整備率が 76.5%（平成 21 年度）から 78.0%（平成 22 年度）に進捗

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 県内の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準の達成状況は、平成 23 年度は、浮遊粒子状物質の環境基準達成率が黄砂の影響で、41%（速報値、12 測定局／29 測定局）にとどまる見込みですが、二酸化硫黄や二酸化窒素等はすべての測定局で環境基準を達成する見込みで、おおむね良好な大気環境を維持しています。なお、発生源については、検体採取を伴う立入検査を、大気環境に与える影響が大きいと思われる 53 工場・事業場で実施しましたが、基準を超過した施設はありませんでした。
- ・ 現在作成中のNO_x・PM総量削減計画において、平成 32 年度までにNO_x・PM法対策地域で大気環境基準を達成するためには、これまでの取組では計画の目標を達成できないおそれがあり、新たな対策が必要な状況となっています。
- ・ 光化学スモッグ予報等が毎年発令されていることなどから、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ・ 閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は 56%（平成 23 年度）であり、近年 60% 弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生するなど、改善対策が必要な状況にあります。このため、平成 23 年度に策定した第 7 次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷を一層削減するほか、生活排水について、生活排水処理アクションプログラムに基づく施設整備を着実に進めていく必要があります。
- ・ 平成 23 年度の立入検査において排水の自主測定頻度を調査したところ、約 7 割の事業者は適切であったものの、測定を行っていないまたは頻度等が大幅に不足する事業者が約 1 割あり、不適切な水質管理が明らかになったことから、改善を徹底する必要があります。
- ・ 海岸漂着物の実態調査により、鳥羽市答志島の奈佐の浜には、伊勢湾内の他海岸の平均値の約 27 倍もの廃棄物が漂着していることが明らかになりました。答志島等では、海岸景観だけでなく漁業への被害も生じていることから、昨年度策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、関係機関や民間団体等が連携して対策を着実に実施する必要があります。また、併せて処理に係る財源の確保が課題となっています。
- ・ 海岸漂着物の発生抑制に伊勢湾流域圏全体で取り組むことが、本年 1 月の東海三県一市知事市長会議において合意されたことから、三県一市の連携により、効果的な対策等を早期に具体化していく必要があります。
- ・ 海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で 16,000 名以上の方々が参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。
- ・ 生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均（86.9%）に比較してまだ低く、単独浄化槽（約 11 万基）や汲み取り世帯（約 5 万世帯）が多く残されている状況です。

平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・NOx・PM総量削減計画における流入車対策については、道路管理者、運輸業者、荷主及び県・市等で構成する検討会議を設け、関係機関と連携して実効性がある具体策を検討します。
- ・光化学オキシダントについては、主な原因物質である揮発性有機化合物等の削減対策が有効であることから、多量に排出する工場・事業場を中心に、立入検査を通して、揮発性有機化合物等の排出抑制を指導していきます。
- ・公共用水域等の水質改善のため、引き続き、工場・事業場における排水基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、引き続きコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・工場・事業場の規模や水質変動など実態に即した排水の自主測定を徹底するため、頻度等が不十分な事業者に対して重点的な立入検査を行います。また、平成24年6月から地下水汚染防止のため、有害物質使用特定施設等に構造基準等が適用されることから、有害物質に係る事業場の立入検査も強化します。
- ・水生生物の保全に向け、早期に環境基準の類型あてはめを要することから、平成24年度中に県内43河川を対象に実施します。
- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づく取組を着実に実施するため、関係機関、民間団体等の協議により地域の実状に応じた対策を進めます。
- ・東海三県一市の海岸漂着物対策検討会では、本県がリーダーシップを取り、流域圏での情報共有、発生抑制の検討、国への提言などに積極的に取り組みます。また、海岸漂着物対策では、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、連携・協力を強化するとともに、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ・伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ・生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助制度を創設するなど、県費補助制度を改正したところであり、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町及び関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率		93.9 %	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
	76.7 % (速報値)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であることから選定しました。				全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。

豊かな自然に恵まれた三重県の美しい森・川・海や良好な大気環境を、現在及び将来の世代が引き続き享受できるよう保全していく必要があります。

このため、伊勢湾再生や海岸漂着物など、県域にとらわれず流域の全体で連携しなければ解決が難しい問題や、逆に一部地域の交通集中に伴う自動車排出ガスの局所大気汚染など、それぞれの課題解決に向けて、最適な手法を柔軟に選択しながら、より良い三重の環境づくりをめざします。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	16,225	18,270			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
大気・水質の排出基準適合率	99.2 %	100 %	100 %	工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域へ排出される排水(いずれもダイオキシン類含む)が大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の排出基準に適合している割合
対応する基本事業	15401		大気・水環境への負荷の削減	
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方			
大気・水環境への負荷の削減の推進にあたっては、発生源である工場・事業場の排出基準が守られることが最も重要であることから選定しました。	排出基準は、全ての工場・事業場において守られるべきものであり、目標値を 100% に設定しました。			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
NO _x ・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率	60.0 % (速報値)	100 %	100 %	NO _x ・PM 法対策地域内の大気環境測定地点における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した地点の割合
対応する基本事業	15402		自動車環境対策の推進	
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方			
NO _x ・PM 法対策地域内の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準達成率は、自動車排出ガスの影響を最もわかりやすく示す指標であることから選定しました。	NO _x ・PM 法対策地域内において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準が地域内全ての大気環境測定地点において達成されることを目標値として設定しました。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
生活排水処理施設の整備率	78.0 % (22年度)	79.2 % (23年度)	82.8 % (26年度)	浄化槽、下水道、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合
対応する基本事業		15403		生活排水対策の推進
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
陸域からの水質汚濁負荷に占める生活排水の割合が大きく、水質改善のためには生活排水処理施設の推進が極めて重要であることから選定しました。		生活排水処理アクションプログラムの整備目標(目標年度:平成 27 年度、整備率:84.0%)の達成に向けて、平成 24 年度目標値(23 年度実績)を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
水環境の保全活動に参加した県民の数	16,475 人	19,000 人	26,500 人	「伊勢湾 森・川・海のグリーンアップ大作戦」に参加した県民の数
対応する基本事業		15404		伊勢湾の再生
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
伊勢湾の再生のためには、さまざまな主体による活動が重要であることから、県民の伊勢湾に対する保全意識の高まりを示す指標として選定しました。		平成 27 年度の目標達成に向け、現在の参加者による継続的な活動に加え、毎年約 2,500 人の新規参加者を見込み、平成 24 年度は 19,000 人としました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
調査研究成果件数	3件	4件	4件	大気環境および水環境の保全や改善に貢献する調査研究成果を公表したテーマ数
対応する基本事業		15405		環境保全のための調査研究の推進
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
大気・水環境の保全に関する調査研究を進めるにあたっては、その報告が活用されることが重要であり、成果でもあることから選定しました。		施策目標の達成のために必要と考えられる、調査研究テーマ数を設定しました。(社会情勢に応じて要求される研究(3テーマ)、行政分析等の改良・開発に関する研究(1テーマ))		

